

マイクログリッド形成推進事業実施要綱

(制定) 令和 7 年 6 月 30 日付 7 産労産事第 301 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）における、マイクログリッドの普及拡大を進めるため、都が事業者と共同で実施する、都における先進的なマイクログリッドの取組を含むモデル事業「マイクログリッド形成推進事業（以下「本事業」という。）」に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(本事業の目的)

第 2 条 地域内での電気・熱の地産地消、エネルギーの効率的な利用の促進に加え、レジリエンス強化、地域活性化にも資するマイクログリッドの普及拡大を図るため、先進的な取組を含む東京にふさわしいマイクログリッドの構築に係るモデル事業を公募し、その成果を広く発信することで、地域での最適な再エネ等の面的な融通による分散型エネルギーマネジメントシステム（EMS）の実装を加速化していくことを目的とする。

(本事業の実施期間)

第 3 条 本事業の実施期間は、この要綱の決定の日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(本事業の内容)

第 4 条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 都は、別に定める公募要項に基づき、先進技術を活用した、都市にふさわしいマイクログリッドの構築を行う事業者を公募し、当該事業者から提案される実施内容等について、本事業の審査委員会において審査を行った上で、第 2 条に規定する本事業の目的の達成に有効と認められる提案をしたものを、本事業を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）として決定する。
- 二 都、実施事業者は、協議の上、本事業の実施内容その他必要な事項に関する協定及び本事業の費用に関する覚書（以下「協定等」という。）を締結する。
- 三 都は、公募要項に定める本事業の実施に係る経費について、実施事業者に対し、前号の協定等で定める額の範囲内かつ都の予算額を上限として負担する。
- 四 都は、実施事業者に対し、実施事業者が進めるマイクログリッド形成に当たっての参考として、都の事業「南大沢地区における再エネ由来水素を活用した V P P モデル事業（令和 6 年度事業終了）」により得られた成果を提示する。
- 五 実施事業者は、自らの提案内容に基づき、都内において、先進的な取組を含む、東京にふさわしいマイクログリッドの構築を行い、第 3 条の期間において、運転管理及び維持管理等を行い、関係者との調整等を進めてマイクログリッドを運用するとともに、設置した設備の効果を検証し、都に報告する。
- 六 実施事業者は、前号の効果検証報告等の本事業成果を活用して行うマイクログリッドの普及拡大に向けた広報に協力する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 30 日から施行する。